

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第43号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表1の項中「都市経営戦略監」の右に「，デジタル化戦略監」を加える。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)